

平成 25 年 12 月 25 日

文化審議会著作権分科会  
会長 土肥 一史 殿

公益社団法人 私立大学情報教育協会  
会長 向 殿 政 男

## 教育機関における著作物の自動公衆送信に関する法改正の要望書

### 1. 問題の所在

著作権法第 35 条第 2 項では、学校その他の教育機関（営利目的を除く）の授業で、同時に授業を受ける者に対して、著作物を自動公衆送信（送信可能化を含む）することができる」とされているため、授業が行われる場所以外の場所で異時に学修する e ラーニングには適用できない。

### 2. 要望の理由

大学での教育を例にすると、大学設置基準第 21 条第 2 項において「・・・授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、・・・単位数を計算するものとする」としている。また、第 25 条第 2 項の授業の方法において「・・・多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる」としており、教室での学修に加えて情報通信技術を利用した教室外における授業の事前の準備、事後の展開、教員と学生の双方向型授業などへの e ラーニングの取り組みが求められている。他方、「第 2 期教育振興基本計画」の中でも大学教育の質的転換を図るため「大学教育では情報通信技術を活用した双方向型授業・自修支援」などの取り組みを支援している。

e ラーニングは、時間や場所を問わず学生の理解度に応じて繰り返し学修を実現できることから、大学教育に不可欠な教育システムとして大半の大学に導入されているが、現行の著作権法では電子著作物を公衆送信する条件が「同時利用」に限定されており、「異時利用」での公衆送信が認められていないため、大学設置基準の学修及び国の第 2 期教育振興基本計画に沿った教育の実現に支障を来している。

### 3. 要望の内容

学校その他の教育機関の授業で一定の条件のもとで、異時での自動公衆送信（送信可能化を含む）が認められるよう、著作権法の改正を要望する。その際、著作権者の利益を不当に害しないよう、大学として遵守すべき利用条件を以下のように設け、組織として対応することを前提に改正を検討いただきたい。

### 4. 異時での自動公衆送信における著作物の利用条件

- (1) 学校その他の教育機関の授業を目的とした利用に限定する。
- (2) 自動公衆送信を受ける対象者は、授業を受ける者及び授業を担当する者とする。  
利用者を限定するために ID、パスワードを設定する。
- (3) 学生一人ひとりが購入することを前提として販売されている著作物は除外する。
- (4) 自動公衆送信を行う著作物には、複製・改竄防止のための適切な措置を講ずる。  
例えば、動画はストリーミング方式で配信し、静止画・文章は PDF 化する。
- (5) e ラーニング利用に伴う著作権保護に関する遵守事項を作成し、セミナーや Web 等で授業を行う者と授業を受ける者への指導・教育を徹底する。